

書 評

北 原 勇

『現代資本主義における所有と決定』

岩波書店 1984.3 xx+441+8 ページ

本書は、「現代資本主義における経済権力の所在と性格を明らかにし、支配・従属関係の現代的特質に迫ろう」(p. v)とすることを目的とする野心作である。しかし、通常「現代資本主義における経済権力」の分析といえ、たとえば、C. W. ミルズの古典『パワー・エリート』(1956年)やJ. K. ガルブレイスの『パワーの解剖』(1983年)に見られるように、国民経済全体に影響を及ぼすような決定に参与するパワーのヒエラルキーの解剖を思い浮べるが、『現代資本主義における所有と決定』をタイトルとする本書においては、そのような経済権力の構成を全般的にとり上げることは、節欲されており、問題をミクロ的な巨大株式会社に限定し、主として「巨大独占企業における株式所有と経営・支配との分離」(p. 2)について入念周到な分析を試みることに焦点をあてている。そして国家と独占企業の関連については、最終章において覚え書を添える程度にとどめている。

さて分析の中心課題を、「現代資本主義に共通する傾向としての“所有と支配の分離”=“経営者支配”という現象の本質の究明」(p. vi)に限定すると、ただちに眼前に、1930年代以降のマネジヤリストたちの主張とそれに反論するマルクス経済学者の伝統的な主張の間の長い論争の場が展開されてくる。著者は、これら双方の主張を、「虚心に理解することに努めた」上、両者はいずれも、「事態の一面を把握しているものの、核心に迫っていない」(p. vi)という結論を導き出す。

そして著者の「到達した立場は、巨大企業における“会社それ自体”の自立化に注目し、“会社それ自体”による実質的所有とそれにもとづく権力という概念によって問題の核心に迫ろうというのである。巨大企業において“会社”はもはやたんなる擬制ではなく、一個の自立した生命をもつ実在である。“会社それ自体”が実質的な所有主体でもあり、またそれゆえ支配主体にもなっているという捉え方、そして、それこそが巨大な結合資本の現代的な存在形態なのだという捉え方、これが本書の提起する主張である」(p. vi)。

従来、マルクス経済学者には、表面的には“経営者支配”型のように見える企業であっても、綿密に検討する

と、その奥に、「実は所有者的支配者が存在して」(p. 15)いることを突き止め、論証する傾向の分析(たとえば、V. パーロやS. メンシコフなど)が多かったことは事実である。ところが本書の著者は、「米国の巨大企業・巨大銀行においては、大資産家の“所有にもとづいた”企業支配の衰退はおおうべくもないし、非所有の経営陣が最高戦略の決定権を掌握するような事態の拡大が——マネジヤリストたちの主張するほど顕著ではないにしても——徐々に、しかし着実に進行してきていることも否定することのできない事実のように見える」(p. 17)とか、「わが国巨大企業では、株式会社における個人株主の所有の空洞化、“会社それ自体”による所有の実質化が極度にすすみ、本来“会社それ自体”に帰属する現実資本の運営管理の権限を組織的に代行する経営者によって企業がコントロールされているものが大多数なのである」(p. 393)と考えている。この見解は、マルクス経済学の領域に限定していえば、画期的な事実認識といっても過言でない。

ところで著者は、以上のような事実認識に立った上で、それにもかかわらず、パーリ=ミーンズの見解をしりぞけ、マルクス主義の立場から、「現代巨大企業において資本制個人企業における“資本家”にあたる存在を求めるとすれば、それは(自立化した)“会社それ自体”——正確にはその所有にもとづく支配を代行する経営管理組織をそなえた“会社それ自体”の他にはありえない」(p. 232)と明確に主張している点が注目される。要するにマネジメント・コントロール型の巨大企業にも“資本の論理”が貫徹されていることを論証しようとしているのである。この厳密な論証に成功することができればマルクス経済学にとって大きな前進となることは間違いない。かくて本書に一貫して感じられるのは、この「現代のマルクス経済学にとって焦眉の中心的課題」に対す著者の真摯な探求態度である。その点から見ても、多くの若い経済学者に必読をすすめた極めて刺激的な好著である。

さて、この書評においては、(i) マネジメント・コントロール型の巨大企業にも“資本の論理”(資本制的支配)が貫徹していると主張する著者の積極的な論証について検討すること、および(ii) “株主の所有(の内実)の空洞化”という事実認識について検証を加えること、この2点に限定して以下に若干のコメントを加えておこう。

まず(i)の論証から吟味することにしよう。従来、法律学(たとえば川島武宣説)では、「株式会社においては、資本は、独立の存在たる団体を媒介して完全に二重の存在に分裂する。資本はまず第1には、独立の団体として

の会社の現実的な資本として、一の直接的な私的所有であり且つ『擬制された個人』としての法人の個人的所有である。が第2に、この会社の資本は、会社の人的団体関係をおして『株式』として観念的に株主によって所有される。株主は直接には会社の現実的な資本に対し持分をもたず、団体の構成員としての人的関係として間接的にのみ(株式として)これを所有する」とされてきた。著者は、この「株式会社における直接的所有と間接的所有との所有の二重化」を承認した上で、「株式会社においては、現実資本・企業資産にたいする所有は“会社それ自体”による直接的所有と株主による間接的所有とへ分裂し二重化する。この分裂において、それぞれの所有が一定の実質をふくむがゆえに、単独では完全な資本所有とはなりえない。両者が相補い重層的に合体してはじめて1つの完全な資本所有となる。そして、資本所有の内実は、両者へさまざまな比重で分割されることになる」(p. 112)と自己の見解を要約している。

しかしながら、「ここで確認されるべきは、資本所有の内実がどのように多様であっても、「どの状況においても株式会社の企業活動の中には資本家的意思が貫徹し、そこでは資本制的支配が行なわれるのだということである」(p. 118)。なぜならば、「株式会社をして資本制企業として運動するように、自己の意思をおしつけている存在は株主(一般)である。……株主の……出資行為こそ会社に営利を目的として行動することを義務づけ、会社資産に資本としての自己増殖活動をなさしめるようないわば遺伝子と始動エネルギーを付与するものにほかならない。これによって会社が資本家的な魂=意思をもつことになる」といってよい」からにほかならない。

ところで著者は、ここで「制約」と「コントロール」というタームを導入する。「以上にみた総体としての株主がその意思を会社に押しつけるのは、あくまで“制約”としてであって、……“価値増殖”という一般的な目的を会社に押しつけ、その方向ないし枠の中で企業活動を行なうよう制約し、「この制約のもとで、より具体的な企業活動にたいするコントロールは、会社自体がその機構をつうじて行なうのである」。かくて「株式会社における“支配”は、間接的な所有主体である株主による“制約”と、直接的な所有主体たる“会社それ自体”によるコントロールとに分裂することになる」(p. 120)。

つぎに著者は、株主所有の(内実)の空洞化傾向と、それに反比例して現われる“会社それ自体”による実質所有の成熟化傾向を強調する。その極限のマネジメント・コントロールにおいては、(i) 企業の巨大化にとまなう

株式所有の極度の分散及び(ii) 巨大独占企業の経営管理機能の複雑化の結果、個々の株主達が喪失する力は次第に“会社それ自体”の手に移っていく。著者はそれを「“会社それ自体”の実質的所有の成熟」と呼んでいる。かくて“マネジメント・コントロール”というのは、「“会社それ自体”がその資本所有にもとづく支配力の行使を、経営組織に媒介・代行させている姿にほかならず、それゆえマネジァリストの主張するような所有ときりはなされたコントロールではなく、まさに所有に基づくコントロールなのである」(p. 192)ということになる。

ここで本書の論旨の成否をかけるキーワードが「“会社それ自体”による実質的所有の成熟」であることが明らかとなる。しかし本書においてはこのキーワードとりわけ“実質的所有”に対して明確な定義を与えている個所は見当たらない。しかしそれが法律学者の強調する「“法人”たる会社自体による所有という法的形式」(p. 95)に対応する概念であることは間違いない。法律学者も、株式会社における現実資本・企業資産に対しては、法人である会社自身が直接的所有者であることを認めているが、それはあくまでも、法的形式以上のものでなく、その実質的所有者はあくまでも株主にほかならないと考えるのに対して、著者は、現実資本・企業資産に対して直接的所有者である“会社それ自身”は“マネジメント・コントロール”形態の企業においては、“実質的所有”者になると考えている。その場合には現実資本・企業資産の間接的所有者である株主の実質的所有は“空洞化”されていることになる。かくて「企業資産・現実資本の自由な占有・使用・処分権利は、個々の出資者の手から永久的に離れ、別の主体である会社に移って」(p. 98)いくのである。以上が「“会社それ自体”の実質的所有の成熟」の内容であろう。

しかし、以上によって「所有の実質的主体であり所有にもとづく支配力の保有主体は“会社それ自体”である」ことが明らかになったとしても、そのことからただちに“会社それ自体”が、“資本家”であるということにはならない。なぜならば著者自身明言している如く、「“会社それ自体”は自らの意思・判断を形成するものではない」(p. 237)からである。“会社それ自体”に対して「資本家的魂をふきこむ」のは、あくまでも「株主の総体による共同的私的所有」(p. 203)にほかならない。

著者の論理の核心部分が、ここにおいて明らかとなる。マネジメント・コントロール型の巨大企業においては、たしかに「個々の株主による“所有”の内実の空洞化の完成」(p. 188)がみられるが、その場合においても、「株

主の総体による共同的私的所有」には決して空洞化はみられない。なぜならばそれが空洞化すれば“資本家魂”を吹きこむことが可能となるからである。そして“株主総体”による“資本家魂”の吹き込みは、通常株主総会において行なわれていると考えられよう。

もっとも著者は、株主総体が“資本家的な魂=意思”を会社に吹き込むのは、あくまでも“制約”としてであって、「より具体的な企業活動に対するコントロールは、会社自体がその機構をつうじて」(p.120)、経営者に代行させると考えている。しかしあくまでも法人である「会社それ自体」は自らの意思・判断を形成するものでない以上、“会社それ自体”には経営者を選任することも、また「所有にもとづくコントロール」を実施することも不可能であるはずである。

以上の検討によって明らかかなように、本書は一貫して、「巨大企業において“会社”はもはやたんなる擬制ではなく、一個の自立した生命をもつ実在であること」(p.vi)、すなわち“会社それ自体”の自立化についてくりかえし力説しているが、株主の総体によって“資本家的な魂=意思”が吹き込まれない限り、“会社それ自体”は資本家たり得ないし、“会社それ自体”による実質的所有の成熟は完成することもなく、また、“マネジメント・コントロール”型の巨大企業に“資本の論理”(資本制的支配)が貫徹することもないという点に触れることをも忘れていない。したがってもしこのような要約が正しければ、本書に見られるようにわざわざ“会社それ自体”の自立化について強調するのは、多少誇張にすぎるとは思われないだろうか。もし自立化を強調するつもりならば、株主総体の“所有(の内実)も空洞化”していることを認めねばならないし、またもし空洞化を認めれば、すべての株主は証券投資家に変じ、“会社それ自体”もまた自らの意思・判断を形成することのないいわば中立的組織と化し、勿論資本家たり得ない。その時パーリー=ミーンズの見解との距離は大きく縮まってしまうことだろう。本書の中では著者がこの間を微妙に揺れ動いているように思われる。

スペースに制限があるので、(ii)株主の所有(の内実)の空洞化という事実認識の当否については、簡単に吟味するほかはない。著者は米国の巨大企業にも日本の巨大企業にも共に、マネジメント・コントロールが大多数であると見ているが、私自身の実証的研究(『1980年度企業集団表の作製とパワー度の測定』KIER 8203, 1983年3月第Ⅲ章)によれば、日本の巨大株式会社上位300社においては、“個人株主支配”形態と“経営者支配”形態の合計よりも、“会社支配”形態の方が多数で、過半数を占

めるに至っていることが明らかにされている。それは財閥解体後の日本の株式持ち合いによるマトリックス型企業集団形成と深くかかわっているが、そればかりでなく、外資系企業の割合が低くないことにも注目しなければならない。多国籍企業における親会社—子会社関係は、すべて“会社支配”形態であるといっても過言ではない。

パーリー=ミーンズやR. J. ラーナーの分析においては、アメリカの巨大企業には、この“会社支配”形態はネグリジブルであるかのように示されているが、それはパーリー=ミーンズらの特殊な操作のためであって、事実は必ずしもそうだとはいえないように思われる。というのは、パーリー=ミーンズが、非金融巨大会社200社を調査対象として選ぶ際、わざわざ「該当する会社の議決権株式の大多数が、他の会社によって所有されていることが明確である会社は含まれない」(A. A. Berle and G. C. Means, *The Modern Corporation and Private Property*, p. 19, f. n.)としているからである。この措置は、私の調査においては重大な意味をもつ企業形態(すなわち“会社支配”形態)をとる企業のすべてを予め調査対象企業の中から意識的に捨象・排除し、その結果、調査対象としては“個人株主支配”形態と“経営者支配”形態の企業のみをアプリアリに限定し、とりわけこれら両形態のうちで“経営者支配”形態を圧倒的にきわ立たせる人為的操作といっても過言ではないだろう。この操作は、パーリー=ミーンズらにおいて客観的な実態調査に先立って、“経営者支配”形態に対する主観的重要性がアプリアリに確立していた有力な論拠といってもよいのではないか。

それでは、パーリー=ミーンズらは、“会社支配”形態をほとんど捨象したのはなぜであろうか。この点必ずしも明示的ではないが、支配の主体が自然人—個人株主か経営者か—でなければならないという抜きがたい固定観念から“会社支配”形態について理論的に認識することができなかったからであろうと推察される。そして本書の分析も一貫してこのパーリー=ミーンズの人為的操作の結果を肯定的に前提し、そのため分析を大企業における“所有とコントロールの分離”=“マネジメント・コントロール”とそこから生ずる問題に限定しているものと思われる。この点、現実資本にたいする“会社それ自体”による所有を強調し、「所有の主体が自然人—株主か経営者か—でなければならないという抜きがたい固定観念」(p.192)を鋭く批判している著者にとっては首尾一貫しない事実認識といわねばならないであろう。法律学者も法人である会社自身が企業資産に対する直接的所有者であることを認めている以上、「該当する会社の

議決権株式の大多数が、他の会社によって所有されたことが明確である会社」をことさらに調査対象200社の中から排除すべき理由は存在しないだろう。とりわけ、日本のように親会社—子会社関係がマトリックス型を形成している場合には、“窮極的支配”もまた“会社支配”形態となるケースが多い以上、この形態を調査対象外に排除することは極端な事実誤認に導かれる危険をはらんでいよう。

最後になったが、すでに冒頭に明らかにした如く、本書が、まさにマルクス経済学の解決を迫られている“焦眉の中心的課題”に敢然と挑戦し、独創的で柔軟な思考力によって、1つの首尾一貫した論理を全面的に展開し、“マルクス経済学の活性化”のために偉大な貢献を果している点に関しては最大の敬意を表したい。またその業績に対してどのように賛辞を呈しても過大であるおそれはないだろう。若いマルクス経済学者は今後必ず本書の到達点を出発点としてさらに説得的で精緻な論理構造を展開させねばならないであろう。私のこのコメントもそのために多少なりとも役立てば幸いである。

〔宮崎義一〕

